

## 上越市若者活躍応援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、若者世代の柔軟で斬新な発想により、まちの活性化、にぎわいの創出及び関係人口の創出につなげることを目的とした社会参加活動へチャレンジする若者等に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「若者」とは、第4条に規定する補助対象事業を実施する年度の4月1日現在において、18歳から39歳までの人をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる人及び団体（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 市内に在住し、又は市内に通勤若しくは通学をしている若者
- (2) 市内に在住し、又は市内に通勤若しくは通学をしている若者が半数を占めている団体

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第2期上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた基本的方向性に合致する事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) ものづくり産業に特化した産業分野の強力推進
- (2) 多様な雇用機会の創出
- (3) 自然な出逢い等の場づくり
- (4) ワーク・ライフ・バランスの強化
- (5) 多様な地域の取組の推進
- (6) 地域への理解・愛着向上
- (7) 移住施策強化
- (8) 人材育成、若者・外部人材等活躍
- (9) その他市長が認める取組

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業の対象としない。

- (1) 政治活動
- (2) 宗教活動

(3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する人及び団体が関与しているもの

(4) 反社会的な行為を行う団体又はその関連団体が関与しているもの  
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費（次年度に行う事業のための調査及び事業計画の策定に係る経費を含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

(1) 補助金の交付申請、補助対象事業の実績報告及び補助金の請求に要する経費

(2) 飲食及び遊興に係る経費（補助対象事業の参加者に供するお茶、ジュース及び菓子に係る経費を除く。）

(3) 不動産の取得に係る経費

(4) 建物の建設、改修等のハード事業（ソフト事業と組み合わせて実施するものを除く。）に係る経費

(5) 補助対象事業の実施に必要な臨時的な雇用以外に係る人件費

(6) 本市、国又は他の地方公共団体からの補助金の交付の対象となる経費

(7) その他市長が補助対象経費として適当でないと認める経費  
(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に10分の7を限度として市長が別に定める割合を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、15万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の補助対象者において、一の年度につき1回を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、上越市若者活躍応援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 申請者の活動内容が分かる資料（申請者が個人の場合であって、過去に活動の実績がある場合に限る。）

(3) 団体の規約、会則又は定款の写し（申請者が団体の場合に限る。）

(4) 見積書の写し（見積書を添付できない場合にあっては、積算根拠が分かる資料）

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、市長が別に定める審査基準に基づく審査を経て、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の可否を決定したときは、上越市若者活躍応援補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。  
却下  
（補助事業内容等の変更申請）

第9条 規則第6条の規定による承認を受けようとするときは、補助対象者は、上越市若者活躍応援補助金事業変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、承認の可否を決定したときは、上越市若者活躍応援事業補助金事業変更承認決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。  
却下  
（概算払）

第10条 補助金は、上越市財務規則（昭和46年上越市規則第35号）第87条の規定により、概算払をすることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

第1号様式（第7条関係）

上越市若者活躍応援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者 住所（所在地）  
団体等の名称  
代表者役職・氏名  
電話番号

次のとおり上越市若者活躍応援補助金の交付を申請します。

事業の名称	
事業の目的及び内容	別紙事業計画書のとおり
事業費	円 (うち補助対象経費 円)

（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）

- (1) 補助金を暴力団の活動に使用しません。
- (2) 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。

上記について誓約します。（にレ点を記入してください。）

第2号様式（第7条関係）

事業計画書

事業の名称	
団体等の名称及び代表者の氏名	
所在地	〒
連絡担当者	(部署) (氏名) (連絡先) 電話 FAX メール

1 団体等の概要

設立目的	
活動分野 (業種)	
設立年月	年 月 設立
構成員数	人 ( 年 月 日現在)
構成員のうち 市内に在住し、 又は市内に通勤 若しくは通学 をしている若者	人
団体等の沿革	

2 事業の概要

(1) 具体的施策の名称

--

備考 第2期上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略に定める「A-1-1」から「D-3-2」までの施策のうちから該当するものを全て記載してください。

(2) 事業の目的及び効果

備考 事業がどのように上越市のまちの活性化、にぎわい創出及び関係人口の創出につながるかを記載してください。

(3) 事業の内容・実施方法

(4) 公益性

備考 より多くの参加者を募り積極的に情報発信をする場合は、その状況を記載してください。

(5) 事業の目標

備考 数値目標又は定性目標（目標とする状態を言葉で表したもの）を記載してください。

(6) 連携

備考

- 1 他の団体と連携し、又は協力して行う場合は、その状況を記載してください。
- 2 関係する地域と連携し、広域的なメリットを発揮する場合は、その状況を記載してください。
- 3 複数の政策分野や具体的施策を相互に関連付けて、全体として効果を発揮する場合は、その状況を記載してください。

(7) 事業のスケジュール

月	実施項目

(8) 次年度以降の事業の見通し及び自立性

--

備考 次年度以降の事業継続や自主財源の確保の見込みを記載してください。

(9) 事業のアピールポイント

--

備考 新規性（地域でこれまでにない独自の取組）、地域性（地域の資源や人材を活用した取組）等のアピールポイントを自由に記載してください。

(10) 事業の収支計画等

ア 収入の部

(単位：円)

費 目	金 額	説 明
若者活躍応援補助金		
合 計		

## イ 支出の部

(単位：円)

費 目	金 額	説 明
合 計		

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 申請者の活動内容が分かる資料（申請者が個人の場合であって、過去に活動の実績がある場合に限る。）
- 2 団体の規約、会則又は定款の写し（申請者が団体の場合に限る。）
- 3 見積書の写し（見積書を添付できない場合にあつては、積算根拠が分かる資料）
- 4 その他市長が必要と認める書類



第3号様式（第8条関係）

上越市若者活躍応援補助金交付 <sup>決定</sup>通知書  
却下

第 号  
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けで申請のあった上越市若者活躍応援補助金の交付について、  
と お り 決 定  
次の したので通知します。  
理由により申請を却下

決 定	交 付 決 定 額	円
	交 付 条 件	
却 下	理 由	

第4号様式（第9条関係）

上越市若者活躍応援補助金事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者 住所（所在地）  
団体等の名称  
代表者役職・氏名  
電話番号

次のとおり事業に係る変更の承認を申請します。

事業の名称	
変更の内容	
変更の理由	
事業費 （変更後）	円 （うち補助対象経費 円）
補助金交付申請額 （変更後）	円

備考 変更の内容又は理由についての事業計画書、収支計画書等の書類を添付して提出すること。

第5号様式（第9条関係）

上越市若者活躍応援補助金事業変更承認  
決定  
通知書  
却下

第 号  
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けで申請のあった若者活躍応援補助金の交付対象事業に  
と お り 承 認  
係る変更について、次の 理由により申請を却下 したので通知します。

事業の名称	
決定の内容	<input type="checkbox"/> 次のとおり変更を承認します。 (承認内容)  (補助金交付額) ・既決定額 円 ・増減額 円 ・変更決定額 円
	<input type="checkbox"/> 次のとおり変更の承認申請を却下します。 (理由)